



# 熊本県公報

第13249号  
令和5年(2023年)  
7月21日(金)  
(毎週 火・金発行)

## 目 次

### 告 示

- 指定介護療養型医療施設に係る指定の辞退…………… (高齢者支援課) 1
- 保安林の指定に関する予定…………… (森林保全課) 2
- 鳥獣捕獲等事業の変更…………… (自然保護課) 2
- 鳥獣捕獲等事業の変更…………… ( // ) 2
- 道路の区域変更…………… (道路保全課) 2
- 水生生物の保全に係る水質環境基準の水域類型の指定…………… (環境保全課) 3

### 公 告

- 熊本都市計画地区計画(群産第二地区地区計画)の決定(合志市決定)…………… (都市計画課) 6
- 肥料登録事項の変更…………… (農業技術課) 6
- 鞍岳鳥獣保護区特別保護地区の指定に係る指針案の縦覧…………… (自然保護課) 6
- 人吉・紅取鳥獣保護区特別保護地区の指定に係る指針案の縦覧…………… ( // ) 7
- 県有林立木の公売…………… (森林整備課) 7
- [警察本部会計課]捜査支援カメラシステム一式に係る落札者の決定…………… (管理調達課) 9
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… (建築課) 10
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… ( // ) 10
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… ( // ) 10
- 農地中間管理機構の事業の特例に関する規程の変更承認…………… (農地・担い手支援課) 10
- 八代港港湾計画の軽易な変更の概要…………… (港湾課) 11
- 肥料登録…………… (農業技術課) 12

### 登 載 依 頼

- 令和5年度(2023年度)第1回熊本県文化財保護審議会開催…………… (文化財保護審議会) 12
- 令和5年度(2023年度)第1回及び第2回熊本県公共事業再評価監視委員会の開催…………… (公共事業再評価監視委員会) 12
- 令和5年度(2023年度)熊本県景観・屋外広告物審議会の開催…………… (景観・屋外広告物審議会) 13
- 令和5年度(2023年度)熊本県警察許可等事務管理システム構築業務委託に係る一般競争入札の実施…………… (警察本部生活環境課) 13
- 令和5年度(2023年度)熊本県警察許可等事務管理システム構築業務委託に係る一般競争入札の参加資格等…………… (警察本部生活環境課) 17
- 熊本県立学校管理規則の一部を改正する規則…………… (義務教育課) 18
- 熊本県立中学校学則の一部を改正する規則…………… ( // ) 18
- 熊本県立中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則…………… ( // ) 19

## 告 示

### 熊本県告示第581号

次のとおり健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有することとされる同法第26条の規定による改正前の介護保険法(平成9年法律第123号)第113条の規定による指定介護療養型医療施設の指定の辞退があったので、同法第115条の規定により公示する。

令和5年(2023年)7月21日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

施設の名称及び所在地	開設者の名称	辞退年月日	サービスの種類
ふれあいクリニック 荒尾市川登1761-24	医療法人社団荒尾クリニック	令和5年(2023年)6月3日	介護療養型 医療施設

0日

**熊本県告示第582号**

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。  
令和5年（2023年）7月21日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 保安林予定森林の所在場所 熊本県葦北郡芦北町大字乙千屋字要286番から289番まで、290番2、290番3、290番12、302番、303番、315番、319番から321番まで

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字要286番から288番まで・290番2・290番3・320番・321番  
(以上7筆について次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県南広域本部並びに芦北町役場に備え置いて縦覧に供する。)

**熊本県告示第583号**

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第18条の7第3項の規定による変更の届出があったので、同条第5項の規定により次のとおり公示する。

令和5年（2023年）7月21日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 名称及び住所

株式会社森和

熊本市西区京町本丁5番27号

2 代表者の氏名

変更前 迫口 親

変更後 永山 博美

3 変更年月日

令和5年（2023年）6月1日

**熊本県告示第584号**

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第18条の7第3項の規定による変更の届出があったので、同条第5項の規定により次のとおり公示する。

令和5年（2023年）7月21日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 名称及び住所

一般社団法人熊本県猟友会

熊本市東区錦ヶ丘5番27号

2 代表者の氏名

上野 誠実

3 変更の内容

捕獲従事者に係る変更

変更前 27名

変更後 19名

4 変更年月日

令和5年（2023年）6月22日

**熊本県告示第585号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和5年（2023年）7月21日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和5年（2023年）7月21日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要地方道	水俣田浦線	葦北郡津奈木町大字岩城字船泊 2832番1地先から 同所 2834番2地先まで	前	14.2 ～ 21.1	31.1	災害防除
			後	27.9 ～ 33.0		

2 区域を変更する期日 令和5年(2023年)7月21日

熊本県告示第586号

環境基本法(平成5年法律第91号)第16条第2項の規定に基づき、別表の水域の欄に掲げる公共用水域が該当する水域類型(水質汚濁に係る環境基準について(昭和46年12月環境庁告示第59号)の別表2の1の(1)のイ、別表2の1の(2)のウ及び別表2の2のウに掲げる類型をいう。以下同じ。)を同表の該当類型の欄に掲げるとおり指定するとともに、当該水域類型に係る基準値の達成期間を同表の達成期間の欄に掲げるとおり定め、令和5年(2023年)8月1日から施行する。

令和3年(2021年)熊本県告示第457号(水生生物の保全に係る水質環境基準の水域類型の指定)は、令和5年(2023年)7月31日限り、廃止する。

令和5年(2023年)7月21日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

別表 水生生物の保全に係る水質環境基準の水域類型の指定

1 河川

水 域	該当類型	達成期間
関川(水生生物) (全域)	生物B	イ
浦川(水生生物) (全域)	生物B	イ
菜切川(水生生物) (全域)	生物B	イ
行末川(水生生物) (全域)	生物B	イ
境川(水生生物) (全域)	生物B	イ
菊池川上流(水生生物) (豊潤橋より上流)	生物A	イ
菊池川下流(水生生物) (豊潤橋より下流)	生物B	イ
迫間川上流(水生生物) (竜門ダム堤体より上流(竜門ダム貯水池を除く))	生物A	イ
迫間川下流(水生生物) (竜門ダム堤体より下流)	生物B	イ
合志川(水生生物) (全域)	生物B	イ
坪井川(水生生物) (全域)	生物B	イ
堀川(水生生物) (全域)	生物B	イ
井芹川(水生生物) (全域)	生物B	イ
白川(水生生物) (全域)	生物B	イ
黒川(水生生物) (全域)	生物B	イ
緑川上流(水生生物) (緑川ダム堤体より上流(緑川ダム貯水池を除く))	生物A	イ
緑川下流(水生生物) (緑川ダム堤体より下流)	生物B	イ
御船川上流(水生生物) (七滝より上流)	生物A	イ
御船川下流(水生生物) (七滝より下流)	生物B	イ
加勢川(水生生物) (全域)	生物B	イ
天明新川(水生生物) (全域)	生物B	イ
浜戸川(水生生物) (全域)	生物B	イ

教良木川（水生生物）	（全域）	生物 B	イ
亀川（水生生物）	（全域）	生物 B	イ
広瀬川（水生生物）	（全域）	生物 B	イ
一町田川（水生生物）	（全域）	生物 B	イ
球磨川上流（水生生物）	（市房ダム堤体より上流（市房ダム貯水地を除く））	生物 A	イ
球磨川下流（水生生物）	（市房ダム堤体より下流）	生物 B	イ
前川（水生生物）	（全域）	生物 B	イ
川辺川上流（水生生物）	（井出山堰より上流）	生物 A	イ
川辺川下流（水生生物）	（井出山堰より下流）	生物 B	イ
氷川上流（水生生物）	（氷川ダム堤体より上流）	生物 A	イ
氷川下流（水生生物）	（氷川ダム堤体より下流）	生物 B	イ
砂川（水生生物）	（全域）	生物 B	イ
大野川（水生生物）	（全域）	生物 B	イ
大鞘川（水生生物）	（全域）	生物 B	イ
佐敷川（水生生物）	（全域）	生物 B	イ
湯の浦川（水生生物）	（全域）	生物 B	イ
水俣川（水生生物）	（全域）	生物 B	イ
五ヶ瀬川（水生生物）	（宮崎県境より上流）	生物 A	イ
川内川（水生生物）	（宮崎県境より上流）	生物 A	イ

注 1 該当類型の欄中の類型は、河川の類型を表す。  
 2 達成期間の分類は、次のとおりとする。  
 「イ」は、直ちに達成

2 湖沼

水 域	該当類型	達成期間	
竜門ダム貯水池（水生生物）	（全域）	生物 A	イ
緑川ダム貯水池（水生生物）	（全域）	生物 A	イ
市房ダム貯水池（水生生物）	（全域）	生物 A	イ

注 1 該当類型の欄中の類型は、湖沼の類型を表す。  
 2 達成期間の分類は、次のとおりとする。  
 「イ」は、直ちに達成

3 海域

水 域	該当類型	達成期間	
八代海（1）（水生生物）	（別記1の水域。ただし、八代海（2）に係る部分を除く。）	生物特 A	イ
八代海（2）（水生生物）	（別記2の水域）	生物 A	イ

注 1 該当類型の欄中の類型は、海域の類型を表す。  
 2 達成期間の分類は、次のとおりとする。  
 「イ」は、直ちに達成

（別記）

- 宇土市と上天草市を結ぶ天門橋、同市大矢野橋、中の橋、前島橋、松島橋、天草市瀬戸大橋、通天橋、同市下須島南東端と鹿児島県出水郡長島町小浜崎を結ぶ線、同郡長島町と阿久根市を結ぶ黒之瀬戸大橋及び陸岸により囲まれた海域のうち、熊本県の区域に属する海域。
- 砂月漁港出の串防波堤先端と出の串2号防波堤先端を結ぶ線、牛深港大池田1号防波堤先端と大池田2号防波堤先端を結ぶ線、大池田2号防波堤北端から真西に引いた延長線上の大池田-3.0m物揚場を結ぶ線、牛深漁港天附1号防波堤先端と天附2号防波堤先端を結ぶ線、瀬崎防波堤先端と台場防波堤先端を結ぶ線、一文字防波堤先端と2号船津岸壁先端を結ぶ線、新久玉防波堤先端と明石防波堤先端を結ぶ線、天附3号防波堤先端と元下須防波堤先端を結ぶ線、宮崎突堤先端と須口3号突堤先端を結ぶ線、後浜北1号突堤先端と後浜北2号突堤先端を結ぶ線、山の浦漁港山の浦4号防波堤先端と山の浦5号防波堤先端を結ぶ線、浅海漁港第6号防波堤先端と第7号防波堤先端を結ぶ線、



1号防波堤先端と梅戸3号防波堤先端を結ぶ線、梅戸4号防波堤先端と梅戸5号防波堤先端を結ぶ線、緑鼻1号防波堤先端と緑鼻2号防波堤先端を結ぶ線、明神1号防波堤先端と明神3号防波堤先端を結ぶ線、月浦6号防波堤先端と月浦5号防波堤先端を結ぶ線、百間1号防波堤先端と百間2号防波堤先端を結ぶ線、湯堂漁港湯堂西防波堤先端と湯堂突堤先端を結ぶ線、茂道漁港西防波堤先端と1号東防波堤先端を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域。

公 告

熊本県公告第449号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定により合志市から熊本都市計画地区計画（群窪第二地区地区計画）の決定に係る図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により熊本県土木部道路都市局都市計画課において公衆の縦覧に供する。  
令和5年（2023年）7月21日

熊本県知事 蒲島郁夫

熊本県公告第450号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）第13条第1項の規定に基づき、次の肥料の登録事項の届出があったので、同法第16条第2項の規定に基づき公告する。  
令和5年（2023年）7月21日

熊本県知事 蒲島郁夫

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	生産業者の氏名又は名称及び住所	変更した事項	変更した年月日
熊本県肥第1474号	配合肥料	PKサポート	株式会社welz o 福岡県福岡市博多区博多駅東一丁目14番3号	氏名又は名称（新） 株式会社welz o（旧） 株式会社ニチリウ永瀬	令和5年（2023年）7月11日
熊本県肥第1476号	混合有機質肥料	ラナオーガ	株式会社welz o 福岡県福岡市博多区博多駅東一丁目14番3号	氏名又は名称（新） 株式会社welz o（旧） 株式会社ニチリウ永瀬	令和5年（2023年）7月11日
熊本県肥第1491号	混合有機質肥料	ラナオーガA	株式会社welz o 福岡県福岡市博多区博多駅東一丁目14番3号	氏名又は名称（新） 株式会社welz o（旧） 株式会社ニチリウ永瀬	令和5年（2023年）7月11日

熊本県公告第451号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第1項の規定により特別保護地区の指定をするので、同条第4項の規定により次のとおり公告する。

なお、この公告の日から令和5年（2023年）8月3日までの間、熊本県県北広域本部農林水産部林務課において、当該特別保護地区の名称、区域、存続期間及び当該特別保護地区の保護に関する指針の案を公衆の縦覧に供する。この指針の案については、当該特別保護地区の住民及び利害関係人は、当該期間中、知事に意見書を提出することができ、その提出先は熊本県環境生活部環境局自然保護課とする。

令和5年（2023年）7月21日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 特別保護地区の名称  
鞍岳特別保護地区
- 2 特別保護地区の区域

- 鞍岳特別保護地区の指定に係る指針案のとおり
- 3 特別保護地区の存続期間  
令和5年(2023年)11月1日から令和15年(2033年)10月31日まで
- 4 特別保護地区の保護に関する指針の案  
鞍岳特別保護地区の指定に係る指針案のとおり

**熊本県公告第452号**

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第29条第1項の規定により特別保護地区を指定するので、同条第4項において準用する同法第28条第4項の規定により次のとおり公告する。

なお、この公告の日から令和5年(2023年)8月3日までの間、熊本県県南広域本部球磨地域振興局農林部森林保全課において、当該特別保護地区の名称、区域、存続期間及び当該特別保護地区の保護に関する指針の案を公衆の縦覧に供する。この指針の案については、当該特別保護地区の住民及び利害関係人は、当該期間中、知事に意見書を提出することができ、その提出先は熊本県環境生活部環境局自然保護課とする。

令和5年(2023年)7月21日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 特別保護地区の名称  
人吉・紅取特別保護地区
- 2 特別保護地区の区域  
人吉・紅取特別保護地区の指定に係る指針案のとおり
- 3 特別保護地区の存続期間  
令和5年(2023年)11月1日から令和15年(2033年)10月31日まで
- 4 特別保護地区の保護に関する指針の案  
人吉・紅取特別保護地区の指定に係る指針案のとおり

**熊本県公告第453号**

次のとおり県有林立木を公売する。

令和5年(2023年)7月21日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 物件の所在及び数量  
次の各号毎に物件を公売する。
  - (1) 主伐 下益城郡美里町講和記念林坂本団地(50~66年生)
    - すぎ 10,974本 3,210.72立方メートル
    - ひのき 310本 73.46立方メートル
    - ぎつ 480本 45.61立方メートル
    - 計 11,764本 3,329.79立方メートル
  - (2) 主伐 菊池市講和記念林柏団地(54~74年生)
    - すぎ 6,290本 3,662.62立方メートル
    - ひのき 1,616本 699.36立方メートル
    - ぎつ 1,232本 246.37立方メートル
    - 計 9,138本 4,608.35立方メートル
  - (3) 主伐 菊池郡大津町御大礼記念林古城団地(51~75年生)
    - すぎ 2,318本 2,307.66立方メートル
    - ひのき 9,199本 5,600.88立方メートル
    - ぎつ 777本 172.76立方メートル
    - 計 12,294本 8,081.30立方メートル
  - (4) 主伐 菊池郡大津町御大礼記念林真木団地(85年生)
    - すぎ 1,423本 1,465.76立方メートル
    - ひのき 3,191本 2,296.70立方メートル
    - まつ 12本 3.39立方メートル
    - ぎつ 951本 107.74立方メートル
    - 計 5,577本 3,873.59立方メートル
  - (5) 主伐 阿蘇市講和記念林南河原団地(70年生)
    - すぎ 1,960本 1,568.99立方メートル
    - ひのき 93本 56.84立方メートル
    - ぎつ 382本 75.50立方メートル
    - 計 2,435本 1,701.33立方メートル
  - (6) 主伐 阿蘇郡高森町御大礼記念林草部団地(48~53年生)
    - すぎ 4,806本 6,374.58立方メートル
    - ひのき 2,116本 1,155.80立方メートル
    - ぎつ 246本 36.37立方メートル
    - 計 7,168本 7,566.75立方メートル
  - (7) 主伐 球磨郡水上村紀元2600年記念林岩野川内団地(63~71年生)
    - ひのき 7,006本 3,222.05立方メートル

	ま		6	4	8	本		2	9	5	.	9	0	立方メートル						
	ぎ		1,	1	5	5	本		9	1	.	3	2	立方メートル						
(8)	計	球磨郡水上村御大	8,	8	0	9	本	3,	6	0	.	2	7	立方メートル						
	主	伐												(49~51年生)						
	す	ぎ				1	本		1	.	6	8		立方メートル						
	ひ	の	6,	7	9	2	本	5,	2	9	.	3	.	立方メートル						
	ぎ	つ				1	本		1	.	1	8		立方メートル						
	計		6,	8	1	2	本	5,	2	9	.	6	.	立方メートル						
(9)	主	伐	球磨郡五木村水源かん養林平野											(55~102年生)						
	す	ぎ				4,	1	0	8		1,	9	0	5	.	8	2	立方メートル		
	ひ	の				8	5	7			4	7	0	.	2	9		立方メートル		
	ま	つ				4	7				1	3	.	2	9			立方メートル		
	ぎ	つ				3	8	2			7	8	.	9	9			立方メートル		
	計		5,	3	9	4	本	2,	4	6	.	8	.	3	9			立方メートル		
(10)	主	伐	球磨郡五木村水源かん養林上小鶴											(63~82年生)						
	す	ぎ				3,	1	4	6		2,	4	3	3	.	4	9		立方メートル	
	ひ	の				3	3	9			2	7	5	.	4	4			立方メートル	
	ま	つ				1	0	9			1	4	6	.	6	6			立方メートル	
	ぎ	つ				5	7	0			1	7	4	.	2	2			立方メートル	
	計		4,	1	6	4	本	3,	0	2	.	9	.	8	1				立方メートル	
(11)	主	伐	上益城郡山都町大東亜戦争記念林設置造林											(60~73年生)						
	す	ぎ				5,	7	1	3		8,	7	0	4	.	0	7			立方メートル
	ひ	の				6	8	5			7	0	3	.	2	4				立方メートル
	ぎ	つ				2	1	1			7	9	.	5	4					立方メートル
	計		6,	6	0	9	本	9,	4	8	.	6	.	8	5					立方メートル

2 入札参加資格

木材業又は製材業を営む者で次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 過去2年以内に木材取引の実績のある者
- (2) 過去2年以内に熊本県が行った県有林立木処分に係る入札に参加した者
- (3) 林業労働力の確保の促進に関する法律(平成8年法律第45号)第5条第1項の認定を受けている者
- (4) 一般社団法人熊本県木材協会連合会の木材業者及び製材業者会員登録を受けている者

3 入札及び開札の日時及び場所

- (1) 日時  
令和5年(2023年)8月10日(木) 午前10時00分入札 即時開札
- (2) 場所  
熊本市中央区水前寺公園28-51 ホテル熊本テルサ1階 「テルサルーム」

4 入札保証金

競争入札に参加しようとする者は、入札執行の際、入札見積金額に消費税及び地方消費税の相当額を加算した金額の100分の5以上の額を現金又は銀行支払保証小切手により納入するものとする。また、落札者が契約を締結しないときは、入札保証金は、熊本県に帰属する。

5 無効入札に関する事項

入札に参加する資格のない者が行った入札及び10の注意事項に違反した入札は、無効とする。

6 契約締結期限

契約締結の期限は、令和5年(2023年)8月23日(水)とする。

7 契約保証金等

- (1) 契約金額(消費税及び地方消費税の相当額を含む。)の100分の10以上の額を現金又は銀行支払保証小切手により納入するものとする。
- (2) 落札者が納付した入札保証金は、契約保証金に充当する。

8 物件の搬出期限

- (1) 下益城郡美里町講和記念林坂本団地  
令和8年(2026年)3月16日(月)
- (2) 菊池市講和記念林柏団地  
令和8年(2026年)3月16日(月)
- (3) 菊池郡大津町御大札記念林古城団地  
令和8年(2026年)9月15日(火)
- (4) 菊池郡大津町御大札記念林真木団地  
令和8年(2026年)3月16日(月)
- (5) 阿蘇市講和記念林南河原団地  
令和7年(2025年)9月16日(火)
- (6) 阿蘇郡高森町御大札記念林草部団地  
令和8年(2026年)9月15日(火)
- (7) 球磨郡水上村紀元2600年記念林岩野川内団地  
令和8年(2026年)3月16日(月)
- (8) 球磨郡水上村御大札記念林市房団地



- 令和8年(2026年)9月15日(火)
- (9) 球磨郡五木村水源かん養林平野団地
- 令和7年(2025年)9月16日(火)
- (10) 球磨郡五木村水源かん養林上小鶴団地
- 令和8年(2026年)3月16日(月)
- (11) 上益城郡山都町大東亜戦争記念林設置造林
- 令和8年(2026年)9月15日(火)
- 9 現場説明の日時及び集合場所
- (1) 阿蘇市講和記念林南河原団地及び阿蘇郡高森町御大礼記念林草部団地
- 令和5年(2023年)7月31日(月)午前9時30分 阿蘇市「熊本県県北  
広域本部阿蘇地域振興局 駐車場」
- (2) 上益城郡山都町大東亜戦争記念林設置造林
- 令和5年(2023年)7月31日(月)午後2時30分 上益城郡山都町「道  
の駅 通潤橋 駐車場」
- (3) 菊池市講和記念林柏団地
- 令和5年(2023年)8月3日(木)午前10時00分 菊池市「熊本県県北  
広域本部 駐車場」
- (4) 菊池郡大津町御大礼記念林古城団地及び菊池郡大津町御大礼記念林真木団地
- 令和5年(2023年)8月3日(木)午後1時00分 菊池郡大津町「道の駅  
大津 駐車場」
- (5) 下益城郡美里町講和記念林坂本団地
- 令和5年(2023年)8月4日(金)午前10時00分 下益城郡美里町「美  
里町役場中央庁舎 駐車場」
- (6) 球磨郡五木村水源かん養林平野団地及び球磨郡五木村水源かん養林上小鶴団地
- 令和5年(2023年)8月4日(金)午後1時00分 球磨郡五木村「白滝公  
園 駐車場」
- (7) 球磨郡水上村紀元2600年記念林岩野川内団地及び球磨郡水上村御大礼記念林  
市房団地
- 令和5年(2023年)8月7日(月)午前9時30分 球磨郡水上村「汗の原  
親水公園 駐車場」
- 10 注意事項
- (1) 入札希望者は、当該物件を熟覧し、熊本県会計規則(昭和60年熊本県規則第1  
1号)及び熊本県県有林立木等売払代金の延納に関する規則(昭和32年熊本県規  
則第51号)を承知の上、入札すること。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに  
相当する額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨  
てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る  
課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の11  
0分の100に相当する金額を入札書に記入すること。
- (3) 郵便による入札は、認めない。
- (4) 入札当日、応札者で2(1)に該当するものは、木材取引に係る契約書の写し(市  
場の出荷証明書等を含む。)を持参すること。
- 11 その他
- (1) 入札物件の利用に関すること
- 熊本県建築物等木材利用促進基本方針等を踏まえ、木材の地産地消の観点から、  
買い受けた物件(立木)の全部又は一部を熊本県内の市場等に出荷するよう努める  
こと。
- (2) 問合せ先
- 物件(1)から(10)まで
- 熊本県農林水産部森林局森林整備課県有林班
- 電話 096-333-2439
- 物件(11)
- 熊本県教育庁教育総務局施設課施設管財班
- 電話 096-333-2715

**熊本県公告第454号**  
 特定調達契約につき一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等  
 又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」  
 という。)第12条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則(平成7年熊  
 本県規則第51号)第11条第1項の規定により次のとおり公示する。  
 令和5年(2023年)7月21日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
- 捜査支援カメラシステム 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
- 熊本県出納局管理調達課調達班
- 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

- 3 落札者を決定した日  
令和5年(2023年)6月30日
- 4 落札者の氏名及び住所  
野々村ポンプ株式会社 代表取締役 湯本 淳二
- 5 落札金額  
62,552,600円(うち消費税及び地方消費税の額5,686,600円)
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 特例政令第6条に規定する公告を行った日  
令和5年(2023年)5月19日

**熊本県公告第455号**

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。  
平成5年(2023年)7月21日

熊本県知事 蒲島 郁夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
菊池郡菊陽町大字原水字中尾上2912番1、同2912番5、同2913番1、同2913番2、同2913番3、同2913番4及び同2913番5  
2,086.11平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)  
菊池市隈府1075番地23  
医療法人社団篤心会

**熊本県公告第456号**

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。  
令和5年(2023年)7月21日

熊本県知事 蒲島 郁夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
宇城市松橋町竹崎字浜田1941番1、同1942番1、同1942番2及び同1951番1の一部  
3,481.13平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)  
熊本市西区上熊本二丁目4番22号  
トヨタエルアンドエフ熊本株式会社

**熊本県公告第457号**

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。  
令和5年(2023年)7月21日

熊本県知事 蒲島 郁夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
宇城市小川町南小川字井手口330番  
4,336.99平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)  
宇城市小川町南小川385番地  
日の出製粉株式会社

**熊本県公告第458号**

農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号。以下「法」という。)第9条第1項の規定により、法第7条各号に掲げる事業の実施に関する規程(以下「事業規程」という。)の変更を次のとおり承認したので、法第9条第2項の規定において準用する法第8条第4項の規定により公告する。  
令和5年(2023年)7月21日

熊本県知事 蒲島 郁夫

- 1 事業規程の変更の承認を受けた農地中間管理機構の名称  
公益財団法人熊本県農業公社
- 2 事業規程の変更を承認した日  
令和5年(2023年)7月3日
- 3 事業規程の変更の承認に係る事業の種類  
(1) 農地売買等事業(法第7条第1号に掲げる事業をいう。)  
(2) 農地売渡信託等事業(法第7条第2号に掲げる事業をいう。)

- (3) 農地所有適格法人出資育成事業（法第7条第3号に掲げる事業をいう。）
- (4) 研修等事業（法第7条第4号に掲げる事業をいう。）

熊本県公告第459号

港湾法（昭和25年法律第218号）第3条の3第9号の規定により、八代港港湾計画の軽易な変更の概要を次のとおり公示する。

令和5年（2023年）7月21日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 八代港港湾計画の軽易な変更の概要

(1) 公共埠頭計画

外港地区

- 水深 14メートル岸壁 2 バース 延長560 メートル（うち1バース既設）  
[既定計画]
- 水深 12メートル岸壁 1 バース 延長240 メートル 「既定計画」
- 水深 10メートル岸壁 2 バース 延長340 メートル [既設]
- 水深 9メートル岸壁 1 バース 延長165 メートル [既設]
- 水深 7.5メートル岸壁 2 バース 延長260 メートル [既設]
- 埠頭用地 面積40ヘクタール（荷さばき施設用地及び保管施設用地）  
（うち39ヘクタール既設） [既設の変更計画]

変更前  
外港地区

- 既設 水深 10メートル岸壁 2 バース 延長340 メートル
- 水深 9メートル岸壁 1 バース 延長165 メートル
- 水深 7.5メートル岸壁 2 バース 延長260 メートル
- 埠頭用地 面積39ヘクタール（荷さばき施設用地及び保管施設用地）
- 既定計画 水深 14メートル岸壁 2 バース 延長560 メートル  
（うち1バース既設）
- 水深 12メートル岸壁 1 バース 延長240 メートル

(2) 廃棄物処理計画

大築島地区

海面処分用地 面積73ヘクタール（工事中） [既設の変更計画]

変更前  
大築島地区

既定計画 廃棄物処理用地 面積81ヘクタール（工事中）

(3) 土地造成及び土地利用計画

土地造成計画

（単位：ヘクタール）

用途 地区名	埠頭用地	港湾関連 用地	工業用地	交通機能 用地	緑地	その他 緑地	海面処分 用地	合計
大築島							(73) 73	(73) 73

- (注) 1 ( ) は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する地域の保全に、特に密接に関連する土地造成計画の内数である。  
 2 端数処理のため、内訳の和は必ずしも合計とはならない。  
 3 今回の変更に係る地区についてのみ記述した。  
 土地利用計画

（単位：ヘクタール）

用途 地区名	埠頭用地	港湾関連 用地	工業用地	交通機能 用地	緑地	その他 緑地	海面処分 用地	合計
外港	(44) 44	(23) 23	(201) 201	(19) 19	(4) 4			(292) 304
大築島							(73) 73	(73) 73

- (注) 1 ( ) は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する地域の保全に、特に密接に関連する土地利用計画の内数である。  
 2 端数処理のため、内訳の和は必ずしも合計とはならない。  
 3 今回の変更に係る地区についてのみ記述した。

2 港湾計画の縦覧の場所

熊本市中央区水前寺六丁目18番1号 熊本県土木部河川港湾局港湾課

熊本県公告第460号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）第7条の規定に基づき、次の肥料を登録したので、同法第16条第1項の規定に基づき公告する。

令和5年（2023年）7月21日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	生産業者の氏名 又は名称及び住所	登録した年月日
熊本県肥 第150 7号	液状肥料	ジュー シーN ー14	窒素全量： 14.0 りん酸全 量：3.0 水溶性りん 酸：2.9 水溶性加 里：2.0 水溶性苦 土：2.0 水溶性ほう 素：0.0 50	使用される原料、含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は、公定規格のとおり	熊本県果実農業 協同組合連合会 熊本県熊本市東 区小山町184 6番地	令和5年 (2023年)7 月13日

登載依頼

熊本県文化財保護審議会公告第1号

熊本県文化財保護審議会の会議を次のとおり開催する。

令和5年（2023年）7月21日

熊本県文化財保護審議会 会長 山 尾 敏 孝

- 1 開催日時  
令和5年（2023年）7月28日（金）午前9時30分から
- 2 開催場所  
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号  
熊本県庁行政棟 本館5階 審議会室
- 3 議題
  - (1) 報告事項
    - ア 前回審議会における指摘事項について
    - イ 平成28年熊本地震及び令和2年7月豪雨被災文化財に関する今年度の取組予定について
    - ウ 熊本県文化財保存活用大綱に関する今年度の取組予定について
  - (2) 協議事項  
県指定文化財候補について
- 4 傍聴者の定員  
5人
- 5 傍聴手続  
会議開催15分前に会議会場で先着順に受付を行い、定員になり次第終了する。
- 6 傍聴における留意事項  
3(1) 報告事項のみを公開する。
- 7 問合せ先  
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号  
熊本県教育庁教育総務局文化課文化財調査班  
(電話096-333-2706)

熊本県公共事業再評価監視委員会公告第1号

令和5年度（2023年度）第1回及び第2回熊本県公共事業再評価監視委員会を次のとおり開催します。

なお、当該委員会の傍聴手続は、次のとおりです。

令和5年（2023年）7月21日

熊本県公共事業再評価監視委員会

- 1 開催日時  
第1回 令和5年(2023年)7月28日(金)  
午後1時30分から午後4時30分まで  
第2回 令和5年(2023年)7月31日(月)  
午前9時30分から午後5時まで
- 2 開催場所  
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号  
熊本県庁行政棟本館 5階 審議会室
- 3 議事  
令和5年度(2023年度)公共事業再評価対象事業について
- 4 傍聴者の定員  
10人
- 5 傍聴手続  
(1) 傍聴希望者は当該会議の会場において受付をしたうえで、係員の指示に従い、会場に入ることができます。なお傍聴の受付は、原則、開催予定時刻の30分前から開始し、10分前で終了します。  
(2) 傍聴の手続は先着順で行いますので、定員になり次第受付を終了します。
- 6 傍聴にあたっての留意事項  
新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、発熱や風邪、味覚障害等の症状がある場合は、傍聴をご遠慮ください。  
マスク着用については、個人の判断を基本とし、必要に応じた対策をお願いします。また、手指の消毒等、基本的な感染防止策にご協力ください。
- 7 問合せ先  
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号  
熊本県公共事業再評価監視委員会事務局(熊本県土木部土木技術管理課)  
電話096-333-2490

**熊本県景観・屋外広告物審議会公告第1号**

熊本県景観・屋外広告物審議会の会議を次のとおり開催する。  
なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおりとする。  
令和5年(2023年)7月21日

熊本県景観・屋外広告物審議会  
会長 田 中 智 之

- 1 開催日時  
令和5年(2023年)7月31日(月)午後1時30分から
- 2 開催場所  
熊本県庁行政棟本館13階 展望会議室
- 3 議題  
(1) 諮問事項  
・道路及びその沿線の屋外広告物規制について  
(熊本県屋外広告物条例第3条関係)  
1、都市計画道路岱明玉名線の規制地域の指定
- 4 傍聴者の定員  
10人
- 5 傍聴手続  
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付のうえ、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。  
(2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先  
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号  
熊本県景観・屋外広告物審議会事務局  
(熊本県土木部道路都市局都市計画課景観管理班)  
(電話096-333-2522(ダイヤルイン))

**熊本県警察本部公告第53号**

一般競争入札に付するので地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第6条の規定により次のとおり公告する。  
令和5年(2023年)7月21日

熊本県警察本部長 宮 内 彰 久

- 1 競争入札に付する事項  
(1) 業務の名称  
令和5年度(2023年度)熊本県警察許可等事務管理システム構築業務委託  
(2) 業務に係る発注・契約担当部局  
熊本県警察本部生活安全部生活環境課許可等事務担当室指導係(熊本県庁警察棟7階)

- (3) 郵便番号 862-8610 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号  
業務に係る入札担当部局  
熊本県出納局管理調達課調達班(熊本県庁行政棟本館2階)
  - (4) 郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号  
業務の内容  
令和5年度(2023年度)熊本県警察許可等事務管理システム構築業務委託仕様書(以下「仕様書」という。)による。
  - (5) 委託期間  
契約締結の日から令和6年(2024年)3月29日(金)まで
  - (6) 履行場所  
熊本県警察本部生活安全部生活環境課  
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
  - (7) 入札方式(紙入札併用案件)  
この入札は、電子入札システムを使用して行う電子入札対象案件であるが、紙入札による入札ができる。ただし、電子入札システムの利用を既に行っている者については、公告後、次のアからウまでのいずれかに該当し、かつ、4(3)アの電子入札システムによる入札期間内に熊本県に熊本県電子入札システム紙入札移行承認願を提出し、熊本県側の承認を受け、電子入札による入札はできない。認められる者ア登録してある電子入札用電子証明書(以下「ICカード」という。)が失効、閉塞、破損等で使用できなくなり、ICカードの再取得を準備している者ウ名称、住所及び代表者等の変更によりICカードの再取得を準備している者
  - (8) 入札金額  
入札金額は、本業務に要する費用の総額とする。落札決定に当たっては、入札金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数は、消費税及び消費税の10%を切り捨てた金額)をもちかかるとする。入札者見積もった契約希望額が10%以上を超過する場合は、入札者による入札を中止する。入札者見積もった契約希望額が10%以上を超過する場合は、入札者による入札を中止する。
  - (9) 仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県告示第420号)の規定を準用し、及び熊本県電子入札(物品調達・業務委託等)運用基準の規定を適用する。
  - (10) 最低制限価格の設定  
この入札は、最低制限価格を設けない。
  - (11) 低入札価格調査の設定  
この入札は、低入札価格調査の対象となる基準価格を設けているので、基準価格を下回った入札を必要とする場合は、事後の事情聴取に協力すること。
- 2 入札参加者の必要な資格に関する事項
- 次の(1)から(7)までに定める条件の全てを満たす者であること。
- (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱(平成18年熊本県告示第521号。)による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「委託」に登録されている者であること。
  - なお、入札参加資格を有していない場合は、次のアからエまでのとおり競争入札参加資格を有する。審査申請を受け付ける。入札に参加するために登録内容の変更が必要となる場合は、入札参加資格申請内容変更届を次のアを受付期間以降も随時受け付ける。ア競争入札参加資格審査申請書(入札参加資格申請内容変更届を含む。)の受付期間
- 公告の日から令和5年(2023年)8月2日(水)午後5時まで
- イ 競争入札参加資格審査申請書の提出先  
熊本県出納局管理調達課管理班(熊本県庁行政棟本館2階)
  - ウ 郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号  
競争入札参加資格審査申請書の様式、手引等  
熊本県庁ホームページの管理調達ページからダウンロードすること。
  - エ 提出の方法  
イの提出先へ本公告の写しを添付の上、持参し、又は郵送するものとする。郵送する場合は、アを受付期間内に必着とする。
- (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者については、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けていること。
  - (3) 民事再生法(平成11年法律第25号)第21条の規定による再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者については、裁判所から当該申立てに係る再生計画認可の決定を受けていること。
  - (4) 仕様書の機能要件を満たしていること。これを保証するため、機能等証明書(令和5年(2023年)8月3日(木)午後5時まで)に1(2)の発注・契約担当部局に提出し、機能等証明技術審査結果通知書により承認を受けた者であること。
  - (5) 次に掲げる事項のいずれにも該当しない者であること。  
ア 役員等に暴力団員等があるとき、又は暴力団密接関係者であるとき。

イ 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。  
 ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、積極的に暴力団の維持又は運営に協力し又は関与しているとき。  
 エ 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもつて、暴力団の威力又は暴力団員等を利するなどしているとき。  
 オ 役員等が、暴力団員等であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。

※ 暴力団、暴力団員、暴力団員等及び暴力団密接関係者とは、熊本県暴力団排除条例（平成22年熊本県条例第52号）第2条に規定するものをいう。

※ 役員等とは、個人である場合はその役員又は契約事務の権限を委任されている若しくは本業務に従事する予定の支店長、営業所長その他の者をいう。

※ 「暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係」とは、暴力団員等が参加する会合等に出席すること、会合等に暴力団員等を招待すること、又は、暴力団員等と会食、遊技等の交遊が継続的に行われている場合をいう。

- (6) 次に掲げる資格等を有している者であること。  
 ア ISO9001の認定を取得していること。  
 イ ISO/IEC27001認証（国際基準）又は、JISQ27001認証（日本産業標準）のいずれかを取得していること。
- (7) 熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成14年熊本県告示第811号）第2条第1項の規定による指名停止の期間中でないこと。

3 入札参加のための確認申請

- (1) 提出書類  
 この入札に参加を希望する者は、2(2)から(6)までに定める条件の全てを満たす者であることの確認を受けるため、次に掲げる書類を提出すること。

- ア 競争入札参加資格確認申請書
- イ 2(4)に係る機能等証明技術審査結果通知書
- ウ 2(5)に係る役員等一覧
- エ 2(6)に係る認証のコピー

- (2) 提出方法  
 電子入札システムにより入札する場合は、(1)アからエに掲げる書類をPDF形式で1つのファイルに集約の上、電子入札システムにより提出すること。ただし、(1)アに掲げる書類に添付する(1)イからエに掲げる書類の電子データの容量が3メガバイトを超えるなど1つのファイルに集約できない場合は、(1)イからエに掲げる書類の目録を(1)アに掲げる書類に添付して電子入札システムにより提出し、(1)イからエに掲げる書類は、(3)の提出期間内（必着）に郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。

なお、入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して提出された競争入札参加資格確認申請は無効とする。また、紙入札により入札する場合は、(1)アからエまでに掲げる書類を書面で(3)の提出期間内（必着）に郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。

- (3) 提出期間  
 公告の日から令和5年（2023年）8月16日（水）午後5時まで

- (4) 提出先  
 1(3)の入札担当部局

- (5) 確認結果の通知  
 電子入札システムでの提出があった場合は電子入札システムにより、書面での提出があった場合は競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。

4 入札手続等

- (1) 仕様等に対する質問の受付期間  
 1(2)の発注・契約担当部局において公告の日から令和5年（2023年）8月16日（水）午後5時まで受け付ける。

- (2) 仕様書及び入札に関する質問に対する回答の閲覧並びに入札書等の様式及び入札説明書の取得  
 入札情報公開サービスシステム及び1(2)の発注・契約担当部局において公告の日から令和5年（2023年）8月31日（木）まで行う。

(3) 入札の方法

- ア 電子入札システムによる入札の方法  
 電子入札システムによる入札参加資格確認結果の通知を受けた日から令和5年（2023年）8月30日（水）午後5時までに電子入札システムにより入札すること。

イ 紙入札による入札の方法

- (ア) 日時 令和5年（2023年）8月31日（木）午前10時
- (イ) 場所 1(3)の入札担当部局
- (ウ) 入札書の提出方法

くじ番号を記載した入札書（代理人が入札するときは、くじ番号を記載した入札書及び委任状）を(ア)の日時に(イ)の場所へ持参し、提出すること。ただし、郵送

により提出を行うときは、令和5年(2023年)8月30日(水)(必着)までに1(3)の入札担当部局へ書留郵便で送付することとする。当該送付においては、封筒は、二重封筒で表封筒に「入札書在中」及び「親展」と朱書するとともに、中封筒の表に1(1)の業務の名称及び開札日時を朱書し、中封筒の中に入札書を入れること。再入札を想定する場合は、別の中封筒の表に「再入札書」と朱書した上で、1(1)の業務の名称を朱書し、中封筒の中に入札書を入れること。

(4) 開札の方法及び日時  
開札は、電子入札システムにおいて(3)イ(ア)の日時に行う。ただし、紙入札による入札をした者がいる場合は、当該入札に参加した者又はその代理人の立会い(郵送により入札書を提出した場合等)の下に(3)イ(イ)の場所で開札を行うものとする。

(5) 入札の回数、再入札の日時等  
入札回数は、2回までとする。1回目の開札後に落札者が決定しない場合は、再入札を行うものとする。原則として再入札は、開札時刻の1時間後に設定するので、電子入札システムで入札を行った者は、電子入札システムにおいて再入札の通知を受けたときから再入札通知書に掲げる日時までに再入札を行うこと。及び書面により入札書をな お、再入札の受付締切日時までに再入札を行わなかった者及び書面により入札書を郵送した入札者で再入札書の提出がなかったものは、再入札を辞退したものとみなす。

(6) 入札の無効  
次のアからオまでのいずれかに該当する入札は、無効とし、既に行った入札の引換え、変更及び取消しをすることはできない。また、落札者が無効の入札を行ったことが判明した場合は、その落札の決定を取り消すものとする。  
ア 熊本県競争契約入札心得第8条各号(第3号を除く。)のいずれかに該当する入札

イ 錯誤による入札であると入札執行者が認めた入札

ウ 電子入札システムによる入札において入札金額等必要な事項が入力されていない入札

エ 電子入札システムによる入札において入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して行った入札

オ 紙入札による入札において入札書にくじ番号の記入がない入札

(7) 入札の中止等  
入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をした場合等において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(8) 入札金額の錯誤  
入札参加者は、入札参加者が行った入札において、明らかに次のア及びイのいずれかに該当する入札であることが判明した場合は、直ちにその旨を1(3)の入札担当部局に申し出るとともに入札金額錯誤届を提出すること。ただし、当該申出及び入札金額錯誤届の提出は4(3)アの電子入札システムによる入札期間内とする。

1(3)の入札担当部局は申出及び入札金額錯誤届の提出を行った者から、内容について事情聴取を行い、次のア及びイのいずれかに該当すると認められる場合は、当該入札を無効とすることができる。

ア 入札金額の総額と単価の取り違い

イ 入札金額の単位の誤り

(9) 落札者の決定方法  
開札後、熊本県会計規則(昭和60年熊本県規則第11号)第89条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもつて有効な入札を行った者を落札者とする。この場合において、落札者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。  
なお、本入札は地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の10第1項の規定に基づき低入札価格について一定の基準を設けているため、その基準を下回った価格で入札を行ったものは、最低の価格をもつて申込みをした者であっても落札者とならない場合がある。

(10) 入札保証金  
免除する。

5 契約について

(1) 契約書の作成の要否  
要

(2) 契約の締結期限  
落札者の決定の日から起算して10日(熊本県の休日を含める条例(平成元年熊本県条例第10号)第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。)を経過した日

(3) 落札者からの契約締結の申出期限  
落札者の決定の日から起算して5日(熊本県の休日を含める条例第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。)を経過した日

(4) 契約保証金  
契約をしようとする者は、次のア及びイのとおり、熊本県会計規則第77条第1項



の規定により、契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。ただし、契約保証金の納付は、同条第2項各号に規定する担保の提供をもって代えることができ、同規則第78条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができる。

ア 納付期限 (3)の申出期限

イ 提出場所 1(2)の発注・契約担当部局

6 その他

- (1) 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) この調達は、世界貿易機関(WTO)に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

7 問合せ

(1) 問合せ先

ア 入札の業務内容全般(仕様書、確認申請等)に関すること。  
 熊本県警察本部生活安全部生活環境課許可等事務担当室指導係  
 電話番号 096-381-0110(内線3182)  
 ファックス番号 096-381-0110(内線3319)

イ 競争入札参加資格審査申請に関すること。

熊本県出納局管理調達課管理班  
 電話番号 096-333-2581  
 ファックス番号 096-381-9010

ウ 入札手続(紙入札移行承認等)に関すること。

熊本県出納局管理調達課調達班  
 電話番号 096-333-2580  
 ファックス番号 096-381-9010

エ 電子入札システムの操作方法に関すること。  
 くまもと県市町村電子入札コールセンター  
 電話番号 096-373-2032  
 ファックス番号 096-370-5455

(2) 受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで(熊本県の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日を除く。)

8 Summary

(1) Name and Content of Consignment

The Fiscal Year 2023 Commissioning of Construction Task for permit Management system of Kumamoto Prefectural Police

(2) Date and Place for tender

Date: August 31st, 2023, 10:00 am  
 Place: Kumamoto Prefectural Government Treasury Bureau,  
 Management and Purchasing Division  
 (2nd floor of Prefectural Government Main Building)

(3) Name of Department in Charge of Bidding Contract

Kumamoto Prefectural Police Headquarters Community safety Department,  
 Living Environment Division  
 6-18-1 Suizenji, Chuo-ku, Kumamoto City, Kumamoto Prefecture  
 862-8610, Japan  
 Phone: 096-381-0110(3182)

(4) Other

Language: Japanese  
 Currency: Japanese Yen

**熊本県警察本部告示第9号**

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参加する者に必要な資格等について告示する。

令和5年(2023年)7月21日

熊本県警察本部長 宮内 彰久

1 競争入札に付する事項

令和5年度(2023年度)熊本県警察許可等事務管理システム構築業務委託

2 入札参加資格

物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱(平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。)による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「委託」に登録されている者であること。  
 なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3に定めるところにより、要綱による審査(以下「資格審査」という。)を受け、入札参加資格を得ること。

3 入札参加資格を得るための申請方法等

- (1)申請の方法  
2の入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める競争入札参加資格審査申請書(本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。)に必要書類を添付し、(2)の場所に持参又は郵送により提出すること。
- (2)競争入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問合せ先  
熊本県出納局管理調達課管理班  
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号  
電話番号 096-333-2581
- (3)競争入札参加資格審査申請書の受付期間  
公告の終了後令和5年(2023年)8月2日(水)午後5時までとする。ただし、受付期間終了後入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
- (4)競争入札参加資格審査結果の通知  
資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。
- (5)入札参加資格の有効期間  
入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から令和8年(2026年)3月31日までとする。
- (6)有効期間の更新  
(5)の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく競争入札参加資格審査申請の受付を令和7年(2025年)9月1日から令和7年(2025年)10月31日(熊本県の休日定める条例(平成元年熊本県条例第10号)第1条第1項各号に掲げる日を除く。)まで行う。

熊本県立学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
令和5年(2023年)7月21日

熊本県教育長 白石伸一

**熊本県教育委員会規則第6号**

熊本県立学校管理規則の一部を改正する規則  
熊本県立学校管理規則(昭和32年熊本県教育委員会規則第6号)の一部を次のように改正する。  
第6条の3の次に次の1条を加える。  
(夜間中学の教育課程)  
第6条の4 熊本県立ゆうあい中学校においては、学校教育法施行規則第79条において準用する同令第56条の4の規定により、特別の教育課程を編成することができる。  
附 則  
この規則は、令和5年8月1日から施行する。

熊本県立中学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。  
令和5年(2023年)7月21日

熊本県教育長 白石伸一

**熊本県教育委員会規則第7号**

熊本県立中学校学則の一部を改正する規則  
熊本県立中学校学則(平成20年熊本県教育委員会規則第14号)の一部を次のように改正する。  
第13条の次に次の1条を加える。  
(夜間中学の教育課程)  
第13条の2 熊本県立ゆうあい中学校(以下「ゆうあい中学校」という。)の教育課程については、管理規則第6条の4に定めるところによる。  
第17条に次の1項を加える。  
3 ゆうあい中学校の入学は、前項の規定にかかわらず、入学願その他必要な書類及び面接の結果を資料として用いた入学者の審査に基づいて、校長がこれを許可する。  
第18条中「連署」の次に「(入学を許可された者が成年者である場合を除く。以下この章において「連署」)」を加え、「うえ」を「上」に改める。  
第20条第1項中「第2学年以上に入学」の次に「(以下この条において「編入学」という。)」を加え、同条に次の1項を加える。  
3 ゆうあい中学校の編入学は、前項の規定にかかわらず、入学願その他必要な書類及び面接の結果を資料として用いた入学者の審査に基づいて、校長がこれを許可する。  
第21条の次に次の2条を加える。  
(夜間中学の生徒の休学)  
第21条の2 病気その他やむを得ない事由により1月以上就学することができないゆうあい中学校の生徒は、保護者と連署の上、その事由及び期間を記載した書面に医師の証明書等の事由を証する書類を添えて、校長に休学を願い出ることができる。  
2 校長は、休学の事由を適当と認めるときは、休学を許可するものとする。  
3 校長は、前項の規定により休学を許可した場合は、その旨を当該生徒の住所の存する市町村の教育委員会に通知しなければならない。

- 4 休学の期間は、1月以上1年以内とする。ただし、特別の事情がある場合には、休学の期間を満2年に達するまで延長することができる。
  - 5 校長は、休学の期間を経過し、復学できない生徒については、除籍するものとする。  
(夜間中学の生徒の復学)
- 第21条の3 前条第2項の規定により休学した生徒が復学しようとするときは、保護者と連署の上、その事由及び期日を記載した書面に医師の証明書等その事由を証する書類を添えて、校長に復学を願い出なければならない。
- 2 校長は、休学の事由が消滅したと認めるときは、相当学年に復学を許可するものとする。
  - 3 校長は、前項の規定により復学を許可した場合は、その旨を当該生徒の住所の存する市町村の教育委員会に通知しなければならない。
- 第22条第3項中「学齢生徒」を「生徒」に改める。  
第24条に次のただし書を加える。  
ただし、ゆうあい中学校の生徒にあっては当該生徒にこれを命ずることができる。
- 附 則  
この規則は、令和5年8月1日から施行する。

---

熊本県立中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
令和5年(2023年)7月21日

熊本県教育長 白石 伸 一

**熊本県教育委員会規則第8号**

熊本県立中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則  
熊本県立中学校の通学区域に関する規則(平成20年熊本県教育委員会規則第15号)  
の一部を次のように改正する。  
第3条に次のただし書を加える。  
ただし、熊本県立ゆうあい中学校の通学区域は、当該生徒の生活の本拠をもって定めるものとする。

附 則  
この規則は、令和6年4月1日から施行する。